無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

**第一条**　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（空中線電力の許容偏差）

**第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 送信設備 | 許容偏差 | |
|---|---|---|
| | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［一～十三　略］ | | |
| 十四　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備 | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備 | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合 | 一〇〇 | 五〇 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものの送信設備 | | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合 | 一〇〇 | 六二 |

改正前

（空中線電力の許容偏差）

**第十四条**　［同上］

| 送信設備 | 許容偏差 | |
|---|---|---|
| | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［一～十三　同上］ | | |
| 十四　［同上］ | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものの送信設備 | | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合 | 一〇〇 | 五〇 |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合 | 一〇〇 | 六二 |